

成蹊中学・高等学校 2019年度 第9回 カウラ高校夏期短期留学募集要項 Cowra High School, Cowra, NSW, Australia

※ このプログラムは原則1年おきの実施となり、次回は2021年度に実施予定です。

- ・ 研修旅行期間：2019年8月2日（金）～8月21日（水）（20日間）
- ・ 募集人数：16名（出願者が少ない場合、この短期留学は中止される場合があります）
- ・ 出願受付期間：2019年4月2日（火）～11日（木）



Cowra High School
AUSTRALIA



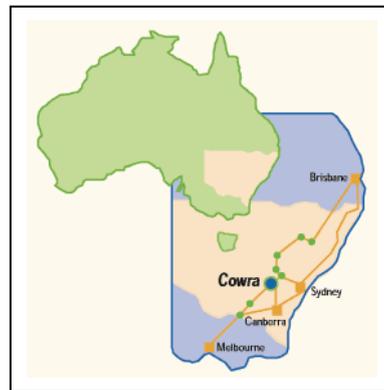
研修企画：成蹊中学・高等学校、成蹊学園国際教育センター
旅行企画実施：(株) エステーエートラベル国際交流推進課
プログラム運営：カウラ高等学校

－ プログラムの概要 －

第2次世界大戦中のカウラ事件を知っていますか。このプログラムは今なお大きな傷跡を残すこの捕虜集団脱走事件（1944年8月5日未明）が背景となっています。戦後、この事件で落命した日本人捕虜の墓地は荒れ果てていましたが、カウラ市長だった故オリヴァー氏はこれに胸を痛み、墓地の整備につとめました。そして日豪両国民間の友好親善関係を進めるため、青少年の交流を提案され、1970年に成蹊高校とカウラ高校との相互交換留学が始まりました。現在までに交換留学で派遣された双方の生徒は約180名を数え、それぞれが友好親善に大きな成果を残し、日本でも稀なこの交流は2020年に50周年を迎えます。短期留学プログラムは、両校の交流をさらに発展させ、国際理解教育を充実させる新たなプログラムとして2003年に始められました。

派遣生徒は、農業と牧畜の地方都市カウラで日豪間の歴史を考えながら、ホームステイ先のホストファミリーとの交流やカウラ高校における学習プログラムを通じて、英語学習だけに留まらず、オーストラリアの文化、社会や歴史などについて理解を深めることができます。異文化体験を通じて日本を外から見ることも貴重な体験となります。

また、オーストラリアの雄大な自然を訪ねる遠足や、風光明媚な都市シドニーでの滞在も予定しており、教室の内外で幅広く学習することができるプログラムとなっています。



1. プログラムの日程（予定：変更することがあります）

月日	曜日	予 定	食事	日数
8/ 2	金	羽田空港に集合（夜）。空路 Sydney へ（約9時間半）。機内泊。	機内食	1
3	土	Sydney 着。バスで Cowra へ。途中 Blue Mountains 観光。ホームステイ開始	機内食、昼	2
4	日	休み		3
5	月	カウラ高校登校（午前：学校の説明、Buddy の紹介、セーター購入、午後：授業参加）		4
6	火	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：授業参加）		5
7	水	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：スポーツ（要運動着、靴）		6
8	木	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：授業参加）		7
9	金	遠足（バスにてダッポ動物園へ、園内はレンタル自転車利用）		8
10	土	休み		9
11	日	休み		10
12	月	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：授業参加）		11
13	火	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：授業参加）		12
14	水	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：スポーツ（要運動着、靴）		13
15	木	カウラ高校登校（午前：英語の授業、午後：授業参加）		14
16	金	遠足（ジェノーラン洞窟）		15
17	土	さよならパーティー		16
18	日	Cowra から Sydney へ。途中、Berrima で観光と昼食。シドニー水族館、ホテル泊。	夕	17
19	月	徒歩で Sydney 観光（パワハウス、オペラハウス、買物など）ホテル泊。	朝、夕	18
20	火	徒歩で Sydney 観光（ブリッジクライム、シドニー現代美術館、買物など）。Sydney 出発。機内泊。	朝、機内食	19
21	水	羽田空港着（朝）。解散。	機内食	20

* 利用予定航空会社：カンタス航空（直行便）

* 「食事」欄に記載されている食事は旅行会社が事前に手配します。その他の食事は原則としてホームステイ先のホストファミリーが用意します。また、シドニー観光中の昼食と最終日の夕食は適宜とります。

2. プログラムの内容について

原則として、平日の午前中は英語の授業を、午後はカウラ高校の生徒の授業に参加する形となります。スポーツなどのリクリエーションや2回の遠足も予定しています。現地では成蹊の生徒ひとりひとりにカウラ高校の生徒が「Buddy」として付き、生活、学習の両面でサポートにあたります。

3. シドニー旅行について

この研修では日本へ帰国する前に、美しい都市として世界的に知られるシドニーを観光します。シドニーでは博物館などの見学や買い物、シドニー・ハーバー・ブリッジのブリッジクライムなど観光が主な目的になりますが、短期留学で培った英語力とオーストラリアについての理解度を試す絶好の機会にもなります。

4. 費用について

(1) 参加費について（1人あたり）：16名参加の場合

390,630円（研修費 108,870円 + 旅行費用 281,760円）（予定）

※ 費用について

① 研修費（主にカウラ側に支払う費用）：108,870円

カウラ高校での研修費、遠足費用、その他諸費用

② 旅行費用（旅行会社に支払う料金）：281,760円

航空券その他関連諸費用（空港税、特別燃油付加運賃など）、シドニー滞在費（2泊）・朝食費（2回）、昼食費（1回）夕食費（2回）、現地バス代（シドニー・カウラ間往復）、海外旅行保険、旅行会社取扱手数料、シドニーブリッジクライム参加費用（17,000円）、その他観光諸費用

- ※ 以上の「研修費」「旅行費用」の他に、現金（豪州ドル）でおおよそ次の費用が必要です。
市内観光の電車代（約 70 豪州ドル）、軽食、昼食費（3 回分）（約 35 豪州ドル）、
お土産（約 35 豪州ドル）、学校用セーター（制服）（約 45 豪州ドル）
- ※ ブリッジクライムについて
 - ①2019 年 4 月以降の参加費用が未定のため、2018 年 11 月現在の参加費用を基に暫定で 17,000 円を計上しています。また、参加者の年齢構成次第ではガイド（有料）を手配する必要が生じます。これらの影響により金額に変更が生じた場合には、追加徴収をさせていただく可能性がございます。
 - ②原則として全員参加を予定していますが、参加を希望されない場合は旅行費用から 17,000 円を減額します。また、ご入金後の手配となるため、予約時（6 月上旬）の空席状況によりご予約がおりできない場合は、17,000 円を返金します。
- ※ 為替レートやサーチャージ等（2018 年 11 月現在徴収なし）に変更があった場合、上記費用が変更されることがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 参加費の支払期限 2019 年 5 月 31 日（金）

(3) 参加費のキャンセル料について

- ① 研修費（108,870 円）のキャンセル料の取扱いについて
参加費納入後は次のとおりキャンセル料がかかります。

キャンセル日	キャンセル料
A: 6 月 1 日（土）～ 6 月 22 日（土） （ご出発日の前日から起算して 41 日目にあたる日まで）	研修費の 10%
B: 6 月 23 日（日）～ （ご出発日の前日から起算して 40 日目にあたる日以降）	研修費の 100%

- ② 旅行費用（246,880 円／海外旅行保険、ブリッジクライム費用を除く）のキャンセル料の取扱いについて
裏面の「ご旅行条件（要約）」をご覧ください。

5. 宿泊施設・食事について

カウラではカウラ高校の手配するホストファミリー宅に宿泊し、食事が提供されます（一つのホストファミリーが複数の生徒を受け入れる場合もあります。また、途中でホストファミリーが変わる場合もあります。この点、あらかじめご了承ください）。学校での昼食は、ホストファミリーが用意して下さる場合と食堂を利用（有料）する場合があります。

6. 引率について

本校から 2 名の教職員が羽田空港の出発時から帰国時までプログラム全期間にわたり同行します。

7. 事前学習について

英語の集中授業を中心とした事前学習（原則として水曜日の放課後）があります。クラブ活動や習い事などを理由に欠席することはできませんので、各自で顧問や関係者と相談するなりして、応募前に必ず準備をしてください。

8. 参加者の募集について

(1) 募集対象学年

中学 3 年および高校 1 年

(2) 人数

16 名（参加希望者が少ない場合、この短期留学は中止される場合があります）

(3) 出願条件

心身ともに健康で、協調性に富み責任感が強く、日豪間・両校間の交流を深めることに意欲的で、何事にも積極的に取り組むことができる生徒。

(4) 出願書類

中学・高等学校事務室に備え付けの「2019 年度カウラ高校夏期短期留学願書兼誓約書」で申し込んでください。願書兼誓約書は 4 月 1 日（月）以降に配付を開始します。

高校 1 年の生徒は、「ケンブリッジ大学夏期短期留学」との併願はできますが、複数のプログラムに参加することはできません。併願する場合は、それぞれの願書に志望順位を記入してください。

(5) 出願期間・出願受付場所【時間厳守】

2019 年 4 月 2 日（火）～11 日（木）9:00～16:00（11:30～12:30 の昼休みと土曜午後を除く）
中学・高等学校事務室

(6) 選考方法

人物、意欲、成績などから総合的に判断します。

(7) 選考結果発表

2019 年 4 月 17 日（水）（予定） ※掲示板で発表します。

問合せ先：成蹊中学・高等学校事務室

TEL：0422-37-3818

Email：chuko@jim.seikei.ac.jp

成蹊学園国際教育センター国際課

TEL：0422-37-3536

Email：siis@jim.seikei.ac.jp

☆募集要項(要約)☆

□旅行期間：2019年8月2日(金)～8月21日(水)(20日間)

□旅行費用：281,760円(旅行代金263,880円+海外旅行保険17,880円+燃油サーチャージ0円)

□研修費用：108,870円

※燃油サーチャージは2018年11月現在徴収しておりません(カンタス航空ご利用の場合)

※今後、原油価格の変動により燃油サーチャージの再徴収が開始された場合、追加徴収をさせて頂く可能性がございます。

※上記旅行代金には東京海上日動火災保険株式会社の海外旅行保険(A3セットプラン)、旅行変更費用担保特約(タイプ3)が含まれております。

□募集人員：16名(予定)

□最少催行人員：16名(※参加者が16名未満でも、人数によって当プログラムは催行される予定がありますが、参加費用が変更になります。)

□利用航空会社：カンタス航空

□添乗員：同行いたしません。但し、成蹊中学・高等学校教職員2名が同行します。

□申込み締切り：2019年4月11日(木)

□申込方法：

申込書記入 短期留学が承認された方は、別途定められたオリエンテーションに参加していただき、当旅行の申込書に必要事項を記入、提出していただきます。

旅行代金 旅行代金他は2019年5月31日(金)までに下記の口座にお振込みください。なお、ご入金の際は、参加者ご本人のお名前でお振込みください。

□旅行契約について

本研修プログラムは成蹊学園からの依頼のもと、株式会社エスティーエートラベルが受注型企画旅行として実施するものです。参加資格および研修内容については成蹊学園と協議の上、決定致します。

旅行条件(要約)

1、受注型企画旅行契約

① この旅行は(株)エスティーエートラベル(東京都豊島区池袋2-40-13、観光庁長官登録旅行業第937号、以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により旅行契約を作成し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約を締結することになります。

② 受注型企画旅行契約の内容・条件は、以下に記載されている条件のほか、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面および当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部によります。

2、旅行のお申込み

当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、お申込みいただきます。

3、旅行代金のお支払い

2019年5月31日(金)までにお支払いいただきます。

4、旅行代金に含まれるもの

- ① 航空運賃：日程表に記載区間(エコノミークラス)
- ② シドニー空港～カウラ～シドニー間の専用車代
- ③ シドニーのホテル～空港間の専用車代・ガイド料金
- ④ ブルーマウンテン/シドニーでの観光代金・ガイド料金・日程表記載の各都市での食事(朝食2回・昼食1回・夕食2回、シドニーホテル宿泊代金(グレイスホテルクラス【2～3名様一室】)
- ⑤ 手荷物料金：運輸機関規定内の手荷物料金(詳しくは係員にお尋ね下さい。)
- ⑥ 羽田空港施設使用料(2,570円)、シドニー空港旅客サービス料・オーストラリア出国税(10,570円)、国際観光旅客税(1,000円)
- ⑦ 旅行会社特別補償保険(死亡後遺傷害2500万円)
- ⑧ オーストラリア ETAS VISA 取得代行費用(日本国籍者など ETAS VISA 適用国籍対象の方)
- ⑨ 燃油サーチャージ(カンタス航空 0円/2018年11月現在)この金額は燃油価格の状況により増減する場合があります

⑩ 規定の海外旅行障害保険(東京海上日動火災保険株式会社のA3セットプラン(16,940円)、旅行変更費用担保特約タイプ3(940円))

5、旅行代金に含まれないもの

前第4項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- ① 超過手荷物料金
- ② 洗濯、クリーニング代、プレス代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③ 旅券印紙代・証紙代(5年有効旅券：11,000円/10年有効旅券：16,000円)
- ④ シドニー滞在時の観光時の移動費用
- ⑤ 国内交通費(自宅/発着空港間の国内交通費)
- ⑥ シドニーのホテルでの一人部屋利用時の追加代金：27,000円/2泊

6、旅行契約内容・代金の変更

当社は旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。詳しくは「旅行条件書」に基づきます。

7、当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。詳細は「条件書」に基づきます。

8、旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合は、当社はその変更の内容に応じて変更保証金を支払います。詳細は「条件書」に基づきます。

9、旅行契約の解除・払い戻し

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

契約解除の日	「特定日」に旅行を開始する旅行	「特定日」以外に旅行を開始する場合
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%【8月2日出発は特定日に該当いたします】	「特定日」とは7月20日から8月31日までをさす為、左記に該当いたします。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日及び前日	旅行代金の30%	
旅行開始日の当日	旅行代金の50%	
旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%	

10、お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けします。

11、特別補償

当社は責任の有無にかかわらず、お客様が旅行中に、急激かつ、偶然な外来の事故により、生命、身体または手荷物に被った一定の損害について保証金及び見舞金を支払います。詳細は「条件書」に基づきます。

12、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2007年4月1日施行の新旅行業法によるものです。また旅行代金は2018年10月発効のIIT運賃(個人包括旅行運賃、及び2018年11月現在有効な普通航空運賃、適用規則に基づいて算出しています。尚旅行代金の変更について定めた当社約款第12条第1項から第3項の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIIT運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内での航空運賃の増額または減額による変更はいたしません。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく各営業所の取扱管理者にお尋ね下さい。

<旅行お問い合わせ>

(株)エスティーエートラベル 国際交流推進課 観光庁長官登録旅行業第937号
 〒171-0014 東京都豊島区池袋2-40-13 池袋デュープレックスビズ12階
 TEL:03-5391-3240 FAX:03-5391-2923
 総合旅行業務取扱管理者：大山 修 担当：金波 玲子